

# 泉南市総合教育会議運営規程

平成 27 年 5 月 12 総合教育会議規程第 1 号

## (目的)

第 1 条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年 6 月 30 日法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 第 1 項の規定により設置する泉南市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

## (招集)

第 2 条 市長が、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、日時、場所及び協議、調整を行う事項等を教育委員会に通知する。

2 教育委員会が、法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づき、市長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を示すものとする。

## (意見の聴取)

第 3 条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第 4 条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

## (議事録の作成及び公表)

第 5 条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議、調整が行われた事項及び内容
- (4) その他必要と認める事項

2 前項の議事録には、市長及び教育長が署名するものとする。

3 議事録は、公表する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、その一部又は全部を非公表とすることができる。

4 議事録の公表は、泉南市ウェブサイトに掲出することにより行う。

## (事務局)

第 6 条 総合教育会議の事務局を総合政策部政策推進課に置く。

## (補則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 附 則

この規程は、平成 27 年 5 月 12 日から施行する。